

令和 6 年 6 月 20 日現在

機関番号：11401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K02902

研究課題名（和文）民事法に関わる18歳成人に求められる資質・能力を明確化した教育研究

研究課題名（英文）Research that clarifies the qualities and abilities required of 18-year-old adults involved in civil law

研究代表者

加納 隆徳 (KANO, Takanori)

秋田大学・教育文化学部・講師

研究者番号：90767245

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では「資質・能力」の検討を教材や教科書などを例にして、法教育関係者との議論を通じて、課題点と改善点を明らかにしてきた。特に成果として示すことができるものが、教科書分析によって民事法にかかわる学習がまだ一定の傾向が見えない点である。教科書の索引分析などを通して、民事法に関わる学習について、「どのような内容」「どのような方法」で行うかが定まっていなかったことを示すことができた。また、法教育関係者への聞き取り調査から、民事法教育の課題点を見だし、教材作成の必要性の示唆を与えることができた。その上で、中高生向けの教材例を作成し、それを書籍として制作し、出版をすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

特に学術的意義として言えるのは民事法にかかわる法教育教材を中高生向けの書籍として出版できた点にある。今回出版された小貫 篤 / 加納隆徳 / 江口勇治 / 齋藤宙治（担当：共編者）『中高生からの法と学校・社会 法の視点で学校生活・社会生活をみる』では、中高生が会おうであろう家庭や学校での法にかかわる問題を楽しく学べる本として出版することができた。これはそれまで教科書分析や法教育関係者との議論を通じて導き出した課題点を乗り越えることをねらいとして教材が開発されており、同書は教育学関係者や法学関係者と協同して作り上げた点に社会的な意義がある。

研究成果の概要（英文）：In this study, "qualities and abilities" have been examined using teaching materials and textbooks as examples, and through discussions with people involved in legal education, issues and areas for improvement have been clarified. One particular achievement that can be shown as a result is that textbook analysis has not yet revealed a certain trend in learning related to civil law. Through textbook indexing analysis, we were able to show that "what content" and "how" to conduct learning related to civil law have not yet been determined. In addition, through interviews with people involved in legal education, we were able to identify issues in civil law education and suggest the need for the creation of teaching materials. We were then able to create examples of teaching materials for junior and senior high school students, which we produced and published as a book.

研究分野：教科教育

キーワード：法教育 民法教育 教科書分析 交渉教育 教科間連携 公共 民法

1. 研究開始当初の背景

民法が改正されたことに伴い、2022年4月1日から、成人年齢が20歳から18歳に変更された。これは明治期に定められた成人年齢が約140年ぶりに改定されたものである。それに先立ち、公職選挙法に基づく選挙権年齢引き下げが2016年から施行され、民法の責任年齢、選挙権年齢も共に18歳からと定められた。そのために、これに対応する社会科・公民科教育のあり方の検討が必要であると考えた。この点を検討する上で注目されるのが、市民性育成を主眼とする学校教育における社会科系教科教育のあり方であろう。特に、高等学校公民科における科目『公共』が2022年より施行されることにともない、18歳成人に向けた対応を含む授業方法の改善が急務となっており、検定済み教科書のあり方にも大きな変化があったと考えられる。

本研究代表者は、公民教育を専門にする研究者の立場であり、これまで公民教育でも法教育や主権者教育、教師教育に関わる研究を主に行ってきた。また、科学研究費助成事業(基盤研究(B))「現代の教師の「実態」に即応した法教育教師教育プログラム開発」や同じく「人生設計」を視座に置いた科目「市民生活と法」の中高一貫法教育カリキュラム開発」に共同研究者として参画してきた経験をもつ。これらの研究では、教師教育やカリキュラム開発がメインであるが、本研究では中学校や高等学校における公民的分野についての研究をすすめ、18歳成人に必要な資質・能力を明らかにした上で、どのような教材が必要とされるのかを研究するものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は研究計画書によれば以下の通りであった。本研究において「18歳成人に求められる資質・能力」を明らかにするために、中学及び高等学校で使用されている教材例を分析し、そのうえで中学や高等学校における教材開発に必要な視点を提出することを目的としている。その際に、法曹関係者や教育学者・法学者など法教育に関わる関係者への聞き取りなどを行い、議論をおこなった上で、民事法学習の課題点などを明確にする。

3. 研究の方法

本研究の手法として用いたものとして、中学校社会科公民的分野の教科書の取り扱い及び高等学校公民科『公共』の取扱いについて主に研究を行い、質的分析を行うことを目指した。それらに関わって法学研究者・法曹・教育学研究者らとの議論を通じて、18歳に求められる資質・能力を共同研究者や研究協力者などの協力を得た上で明確化し、それらを加味した上で、どのような学習素材をもちいることで、中学生や高校生が学ぶのに適切な教材例があるかを考察した。

教科書分析において用いた手法としては、中学校公民的分野では「対立と合意」「効率と公正」の取扱いについて、高等学校公民科においては「民事法」の取扱いについて質的検討を行うこととした。中学で学ばれている見方・考え方である「効率と公正」の取扱いについては、中学校学習指導要領において「対立と合意」と並んで中心的な概念として扱われているものである。大項目A『私たちと現代社会』で学んだ概念を、中項目のB・C・Dでも学ぶ立付けとなっている。そのため、私的な領域と公的な領域が交錯する民事法の学習において、自己の利益と社会との利益の調和を考える際に、大いに参考になると考えた。また、高等学校では民事法に関わる学習は、中学のものよりさらにすすめた形になっている。民事法(民法やその他民事法)そのものが多く登場する。そこで民事法の一般法である民法に着目し、どのような記述があるのかを分析をおこなった。特に、授業レベルや教科書レベルでどのような授業が行われているかの検討も含めておこなった。

その上で、上記研究者らの協力も得た上で、資質能力を明確化し、中高等学校向けの教材作成をおこなうものである。

4. 研究成果

研究についてコロナ感染拡大のなかで、研究計画を余儀なくされた部分があった。特に研究計画のうち、学校現場の教員対象の聞き取り調査や授業参観等を予定していたが、これらは研究協力校を予定していた学校側の懸念が表明されたため、主に調査対象を出版されている学校教科書や法教育の教育実践が行われたもの(事例集・教材集)を中心に分析を行う形で行った。

第1に研究対象としたのは中学校社会科公民的分野や高等学校公民科『公共』の教科書分析である。第2に研究対象としたのは研究者らへの聞き取りと議論である。第3にそれらの教材を作成することを研究者らとの議論を通じて行った点である。

(1) 教科書分析の結果

第一の研究対象であった中学の教科書及び高等学校の教科書では以下の点が明らかになった。中学の教科書では「効率と公正」の考え方をを用いる場面が限定的なものであった。そのため、話し合いの質として想定されるものが限定的になり、生徒の発達段階として課題があることを明らかにした。その点について、詳細を述べる。

効率は学習指導要領解説において『効率』を以下のように示し、「社会全体で「無駄を省く」という考え方である。これを別の表現で説明すると、「より少ない資源を使って社会全体でより

大きな成果を得る」という考え方であるといえる。すなわち、「合意」された内容は社会全体でより大きな成果を得るものになっているかを検討することを意味しているのである。」と示されている(学習指導要領解説 p.139)。この公正を「無駄を省く」を捉えた際に、授業において生徒が考えることが出来る視点にはどのようなものがあるだろうか。中学の教科書でよく示されることの多い『体育館の利用方法』を考えようでは、効率的に体育館の利用を考えるという意味で『無駄』を省く視点が登場する。一定面積の利用を効率的に考えるならば、部活の人数、部活の強さ、他の手段との比較の観点から、どのような利用方法が望ましいかを考えられる。この事例では効率的な視点というのを複数の視点から考察することによって、構成員の納得を得る合意案を作り出せると言えるだろう。一方で、『効率と公正』は他の分野でも用いることが多く、何にとつての効率なのかを考えるのが大変に難しい。例えば、マイノリティである障がいをもつ人や女性、高齢者にとって当該の解決策が正しいか否かという観点で考えた場合、『無駄』とは何かを考える視点に変更が迫られるのである。ここで公正が登場することになるのだが、中学の段階では公正を「手続の公正さ」や「結果の公正さ」で示されており、公正はフェアネス(fairness)の観点をを用いている。そのため、『効率』の観点が議論の中心になる結果となる。別の言い方をすれば、効率と公正が対立概念になってはおらず、効率の意味は社会問題解決の前提条件となっている立付けになっていると言えることが明らかになった。

これらを踏まえて改善の視点として提示できるのとして、調査をおこなった。そこで、学習指導要領に定める fairness(公正)の概念ではなく、Equity(公正)の概念を用いた話し合い活動が必要ではないかという着想を得た。エクイティ教育論は日本では東京学芸大学教育学部の川崎教授の論が詳しい(例:川崎 2011)。中学の学習において「効率と公正」と示した時に、公正の視点は事後チェックの部分がおおいたため、主に『効率』の視点で話し合いがすすめられることになる。しかし、一方で話し合いの目的を『効率』を前提で考えるならば、『非効率』の視点は無駄であると言い切られてしまう。しかし、多文化教育でいわれるエクイティ教育論では、異なる者を異なる取扱いするために「エクイティ(公正)」の学習が行われており、『効率』だけでははかれない視点を提供しているともいえる。今後は公正の概念にエクイティの考えが用いられたものを開発していく必要性を見いだせた。

高等学校の教科書分析は、法と教育学会第 14 回学術大会での自由研究発表「高等学校公民科における私法の取扱いについて 教科書分析を通じた結果から」に詳しい。新指導要領から「私法に関する基本的な考え方についても理解を深めること」が記載されることになった。この教科書は「私法」の学習についてどのように取扱いをしているか。教科書を分析結果と課題点を明らかにした。教科書分析の視点として主に民法の取扱いをどのように行っているかを示した。教科書会社ごとの比較をした際に、私法の取扱いには差が大きく、特に索引部分で掲載されている民法の条文にはほぼ全ての教科書で掲載される条文は限られている一方で、少数の教科書にのみ掲載されている個別の条文も多くあった。このことは民事法教育がまだ教科書レベルで定まっていないことを示すことができた。また、私法の学習アプローチについて、法務省法教育推進協議会の提唱した方法を検討した上で、まだ高等学校の教科書においては、民事法の教授方法が定まっていないことを示すことができた。(詳細については、加納(2023)『高等学校公民科』『公共』における「民法」の取り扱いに関する考察」秋田大学教育文化学部紀要を参照のこと)

(2) 法教育関係者への聞き取り調査

第 2 に行ったこととして研究としては法学研究者・社会科教育研究者らへの調査および法曹関係者への聞き取り調査である。

最初に調査として中学校及び高等学校の教員への聞き取り調査も複数回実施し、民事法に関わる取扱いについて、どのような授業例が望ましいかを聞き取った。これはコロナ感染症対応の一環として授業実践が難しかったことがあり、追加で行ったものである。資料収集のみで明らかにならなかった点についての対応である。教員対象のインタビューで明らかになったこととしては、法教育にかける時間数が不足しているため教材開発に手が回っていない、消費者教育など目的がわかりやすいものは実施しやすい一方で、法教育の授業へは苦手意識が高い、民事法の取扱いは何を教えていいのかがわかりにくい、といった課題点が浮き彫りになった。これらは、研究仮説とも一致するものの、民事法に関わる学習が学校現場で浸透しにくいことが明らかになった(2021年~2022年)。

そこで、教育学者及び法学研究者らに協力をお願いして、秋田、東京、オンラインでの研究会を複数回実施した。会議では、学校教育において民事法の取扱いについて、これまでの学校教育における課題の洗い出しを行った。当初は民事法全般の教材としての取り扱い方という抽象的なものであったが、社会生活一般に共通する概念として、生徒自身の生活を軸にした教材開発の必要性があることが示された。また、法曹関係者への聞き取り調査では、主に秋田県内の弁護士および関東の弁護士らへ協力を依頼し、秋田県弁護士会法教育委員会や関東弁護士会連合会法教育センターへ参加し、民事法に関わる教材例についての議論へ参加した。その際に紛争当事者間における利害調整の必要性があることと、具体的な教材例が必要であることを確認した。

それらを実施した上で、共同研究者である埼玉大学の小貫篤准教授に一部教材例を作成していただき、秋田大学に於いて、民事交渉の講義について出張講義を行っていただいた。その上で、その効果の確認をおこなった(2022年12月21日実施)。また、秋田大学教育文化学部の堀江さおり准教授には家庭科に関わる民事法がどのように行われているかの調査を行っていただき、

その上で公民科と家庭科との相違について意見を伺った（2022年～2023年）。

（3）中高生の利用可能な教材開発

前記の内容を含め、共同研究者や外部の研究者らと協議を通じて、法教育教材を作成し、その上で教材をもとにした書籍を編集した。この本を作成するために関東及び秋田で複数回の打ち合わせ及び、検討会を行った。これらの検討会で、中高生向けの教材が必要であることと、そのための中高生向けの読み物が必要であることの確認がされ、本を作成することになった。

研究会の検討として、中学生や高校生に必要な観点として、生徒にとって身近であろう「家庭」と「学校」から法を学ぶ方法が最も適切ではないかと考えた。家庭の面では共同研究者の埼玉大学小貫准教授が執筆を担当し、6章分を担当。加納は「学校」の章を担当し、7章分を担当した。研究の成果として特徴付けられるのが学校の中で法がどのように使われているのかをみたことである。加納担当分の章立てとしては以下の物がある。

「宗教を理由に授業を受けないことは認められるの？」

「子どもをデザインしていいの？」

「オンライン文化祭で音楽は使えるの？」

「生徒会長はどう決めるのか？」

「高校生は選挙運動を手伝える？」

「子どもと大人の境目はどこ？」

「ブラックバイトって何だ？」

の節立てとなっている。この書籍では、学校生活で考えたいことや、学校の授業で考えたいことを伝える内容になっており、全ての節が中学の公民的分野や高等学校の科目「公共」や「政治・経済」「倫理」との対応をねらったものとなっている。

（4）資質能力のあり方について（考察）

これを踏まえて研究の主目的であった資質・能力の検討であるが、以下の点が明らかになった。民事法の学習における資質・能力では、自分の行動に責任をもって行動する理想的な市民像が求められる。それは以前から法教育で目標とされてきた「知的で理性的な意思決定者」（江口：2001）と重なる部分がある。その一方で自己責任が強調されがちな昨今の社会情勢のなかで、自分の意思決定がなんらかの社会的な構造の中で枠組み化されがちであり、現行の制度を批判的に検討する姿勢も大事であることが明確になった。そのように考えた際に、自己責任を強調する従来の学校教材への課題があることが明らかになり、課題点を踏まえた上での教材開発を行った。

（5）今後の研究の成果と課題

本研究では「資質・能力」の検討を教材や教科書などを例にして、法教育関係者との議論を通じて、課題点と改善点を明らかにしてきた。一方で、本科研のスタートと同時期にコロナ感染症の世界的拡大のため、学校の活動が極めて制限される事態になり、外部の者が学校への立ち入りが規制されることになった。また、大学のキャンパスも入構規制措置がとられたこともあり、大幅な計画変更を余儀なくされた。そのため、多くの活動を文献調査やオンライン面接調査に頼った点があり、研究そのものの課題点は残ることになってしまった。

課題としては、資質能力調査のための実際の授業分析が行えなかった。こちらについては教材開発が終了しているため、次年度以降に教材を学校現場で利用してもらう予定である。また、教科教育研究に偏りがあったため、次からは教育学の視点の検討も不足気味であったことは指摘しておきたい。研究成果にもあるとおり、18歳成人の話題は自己責任論に陥りがちな若者バッシングになりがちであるが、人の成長を考えた際に、若者への温かな眼差しの必要性が必要であるのは論を俟たない。教科の枠組みから教育学そのものへと架橋する研究が次の研究では必要であることは間違いがないと考えられる。

(6) 研究に関わった関連論考や発表など
主な研究については、下記のを参考のこと

書籍

小貫 篤 /加納隆徳 /江口勇治 /齋藤宙治 (担当： 共編者) 『中高生からの法と学校・社会
～法の視点で学校生活・社会生活をみる～』、清水書院 2023年09月

主に(3)で行ったものをまとめた書籍である。本書の特徴として、中高生から法を学ぶに際して、具体的に『家庭』と『学校』から法を見つめた際にどのような議論がありうるのかを読み物としてまとめたものである。本研究で検討をおこなった物を成果物として提案した書籍となっている。

論文

加納隆徳「高等学校公民科『公共』における「民法」の取り扱いに関する考察 「契約」に関わる内容に着目して」秋田大学教育文化学部紀要、pp.13-20、2024年3月

公民科「公共」にかかわる民法の取扱いについて、これまでの実践や教科書などを総合的に比較した上で、教材の取り上げ方に差異があることを明らかにした。

学会・研究会発表

加納隆徳「高等学校公民科における私法の取扱いについて 教科書分析を通じた結果から」法と教育学会全国大会自由研究発表、2023年9月

指導要領から「私法に関する基本的な考え方についても理解を深めること」が記載されることになった。教科書は「私法」の学習についてどのように取扱いをしているか。教科書を総合的に分析した上で、その結果と課題点について検討をおこなった。

小貫篤・加納隆徳「身近な事例から法と社会を考えよう 『中高生からの法と学校・社会～法の視点で学校生活・社会生活をみる～』」法と教育学会全国大会ポスター発表、2023年9月
同研究において教材開発を行った法教育教材を改良した上で、法教育の読み物を作成したものの過程と同書の特徴をポスター発表形式にて発表した。

加納隆徳「中学校社会科における『公正』の取扱いに関する考察」日本社会科教育学会全国大会発表論文集第17号、pp.64-65、2021年11月

中学校の『公正』の取扱いについて、主に教材例から分析した内容を発表した。特に『公正』の取扱いが難しい点について、「効率と公正」の概念が対概念として機能してない可能性について言及した。その上で、新しい教材の必要性について検討をおこなった。

雑誌記事

加納隆徳「高校における公民科：新科目「公共」の意義と課題 ～キャリア教育と道德教育の関わりから～」季刊『進路指導』【夏季号】(公益財団法人 日本進路指導協会)、2021年08月

民事法の学習と関わりのあるキャリア教育についての道德教育との関わりから論じた。新しい学習指導要領においてはキャリア教育が科目「公共」において入ることになったが、自己責任だけにならないキャリア教育のあり方を、これまでの法教育で検討されてきたことと絡めて解説を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 加納隆徳	4. 巻 94(2)
2. 論文標題 高校における公民科：新科目「公共」の意義と課題 キャリア教育と道徳教育の関わりから	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊『進路指導』	6. 最初と最後の頁 pp.19-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加納隆徳	4. 巻 17
2. 論文標題 中学校社会科における「公正」の取扱いに関する考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本社会科教育学会全国大会発表論文集	6. 最初と最後の頁 pp.64-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加納隆徳	4. 巻 79
2. 論文標題 高等学校公民科『公共』における「民法」の取り扱いに関する考察 「契約」に関わる内容に着目して	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 秋田大学教育文化学部研究紀要 教育科学	6. 最初と最後の頁 pp.13-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 加納隆徳
2. 発表標題 中学校社会科における「公正」の取扱いに関する考察
3. 学会等名 日本社会科教育学会全国大会（自由研究発表）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 堀江さおり
2. 発表標題 家庭科教育の立場から私法学習について検討する
3. 学会等名 法と教育学会（課題研究発表）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 加納隆徳
2. 発表標題 高等学校公民科における私法の取扱いについて 教科書分析を通じた結果から
3. 学会等名 法と教育学会（自由研究発表）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 小貫篤・加納隆徳
2. 発表標題 身近な事例から法と社会を考えよう 『中高生からの法と学校・社会 法の視点で学校生活・社会生活をみる;』
3. 学会等名 法と教育学会（ポスター発表）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 国分麻里・川口広美	4. 発行年 2021年
2. 出版社 協同出版	5. 総ページ数 224
3. 書名 中等社会系教育	

1. 著者名 小貫 篤 /加納隆徳 /江口勇治 /齋藤宙治	4. 発行年 2023年
2. 出版社 清水書院	5. 総ページ数 119
3. 書名 中高生からの法と学校・社会 〜法の視点で学校生活・社会生活をみる〜	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	堀江 さおり (HORIE Saori) (40717906)	秋田大学・教育文化学部・准教授 (11401)	
研究 分担者	小貫 篤 (ONUKI Atsushi) (60965375)	埼玉大学・教育学部・准教授 (12401)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------